

2014 年度（平成 26 年度） 税制改正大綱について！

平成 25 年 12 月 12 日に、平成 26 年度の税制改正大綱が発表されました。
主だった改正について以下のようなものが発表されています。

1、ゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算不可

個人がゴルフ会員権の譲渡をした場合において、譲渡所得の計算上損失が生じた場合には、他の所得との損益通算を行うことができます。しかし、今回の改正により、ゴルフ会員権も「生活に通常必要でない資産」に加えられることとなり、その譲渡損失は他の所得との損益通算が認められないこととなります。この改正は平成 26 年 4 月以後の改正ですので、平成 26 年 3 月までの譲渡については、譲渡損失の損益通算ができることとなります。

2、同族会社が発行する社債（少人数私募債）の利子に関する課税の見直し

平成 27 年 12 月 31 日以前に発行されたものについては、平成 28 年以降「申告分離課税」とされる予定でしたが、今回の改正により、平成 28 年 1 月 1 日以後に受け取る利子からは、「総合課税」とされ、他の所得と合算されることとなります。

3、復興特別法人税の 1 年前倒しでの廃止

平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度は、復興特別法人税として法人税額の 10% の追加の税負担が課せられています。

しかし、今回の改正により 1 年前倒しで廃止とされました。

平成 26 年 4 月 1 日以後開始事業年度から廃止されます。

4、交際費等の損金不算入制度の改正について

新たに大法人を含むすべての法人について、交際費等の額のうち、「飲食のために支出する費用の額の 50%」を損金の額に算入することができるようになりました。中小法人は現行の制度（交際費等の支出額のうち年 800 万円までは損金算入）と、飲食等の支出額の 50% とのいずれかを損金算入することができます。この改正は平成 26 年 4 月 1 日以後開始事業年度からの適用となります。

5、消費税の簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

消費税の簡易課税制度について、一部見直しがあり、「金融業・保険業」は現行の第 4 種から第 5 種へ、「不動産業」は現行の第 5 種から、新設される第 6 種（みなし仕入率 40%）とされます。この改正は平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。